

公益 第 2 期（2025 年度）事業計画書

（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

〔はじめに〕

当財団は、社会的養護を必要とする児童又は青少年に対する支援を行い、これらの者の福祉の増進及び健全な育成に寄与することを目的として 2022 年 4 月に一般財団法人として設立し、2024 年 5 月 7 日京都府知事より公益財団法人の認定を受ける。

当財団の事業は、定款に定める児童養護施設等の入所者及び退所者に対する奨学金給付事業と生活支援事業。

奨学金給付事業については、進学支援事業（対象：高校生等）と奨学支援事業（対象：大学生等）の 2 事業として 2022 年 10 月に開始、これまで第 1 期生～第 3 期生の総 23 名に対し次のとおり支給。

（1）第 1 期（2022 年度）支援奨学生

奨学支援事業	対象者	大学生(3 年生)	1 名	(2024 年 1 月~12 月)
--------	-----	-----------	-----	-------------------

（2）第 2 期（2023 年度）支援奨学生

奨学支援事業	対象者	大学生等	7 名	(2024 年 4 月~12 月)
--------	-----	------	-----	-------------------

（3）第 3 期（2024 年度）支援奨学生

進学支援事業	対象者	高校生	5 名	(2024 年 4 月~12 月)
--------	-----	-----	-----	-------------------

奨学支援事業	対象者	大学生等	10 名	同 上
--------	-----	------	------	-----

生活支援事業については、2024 年 2 月支援奨学生（大学生等）に対し「セミナーと食事会」を初めて開催し、また 10 月には施設に入所している子供たちへの支援事業として施設及び子供たちへ「お米と図書カード」の寄贈を実施。

令和の米不足と言われる中、価格高騰もあり、施設関係者からは高い評価を受ける。

〔第 4 期事業計画〕

I. 支援奨学金給付事業（定款第 4 条 1 項 1 号）

1. 2025 年度(第 4 期生)募集・選考と 2026 年度(第 5 期生)の募集方針

(1) 2025 年 4 月から給付する 2025 年度(第 4 期生)の支援奨学生の募集にあたっては、それまでの骨格を維持した上で、下記の 2 点を追加・変更した。

- ① 追加 … 奨学支援事業として従来の大学生・専門学校生に加え、新たに大学院生を追加した。

支援内容については、入学支援金 30 万円/1 回、奨学支援金 7 万円/月、住居支援金 3 万円/月とした。(奨学支援金のみ大学生等より 3 万円/月増額している)

- ② 変更 … 日本学生支援機構(JASSO)を含む他団体の奨学金制度(給付型・貸与型を問わず)との併用を認めた。

入学(進学)する学部によっては授業料のみならず書籍代等の諸費用が相当額生ずる為、資金調達に苦勞している現状を踏まえ、貸与型奨学金の利用について施設への相談・検討の結果に基づいて認めることにした。

【参考】第 4 期(2025 年度)募集要項 添付

- ③ その結果、2025 年度(第 4 期生)支援奨学生応募状況は次のとおり

進学支援事業	対象者	高校生	1 名	(2025 年 3 月 最終決定)
奨学支援事業	対象者	大学生等	13 名	同 上

- (2) 来年 4 月頃から検討をはじめ 2026 年度(第 5 期生)募集要項については、現行に基づき各施設及び関係者から意見を聞き取り、意欲と能力のある子供たちが誰一人となく進学を断念することのないよう財団選考委員及び関係者と検討・協議し、奨学金給付事業の充実を図る。

II. 生活支援事業(定款第 4 条 第 1 項 第 2 号)

1. 2025 年 2 月に支援奨学生に対する「セミナーと食事会」を開催予定。

セミナー講師には当財団選考委員長であり、弁護士でもある安保千秋氏に講師依頼し、テーマは今話題になっている闇バイト等奨学生に注意喚起を促す内容。その後、奨学生同士或いは施設関係者等との交流を目的として食事会を開催。

2. 児童養護施設等に対する生活支援として公益第 1 期と同様に「お米と図書カード」の寄贈を予定
3. 上記 1 及び 2 の事業は、2026 年度以降も継続を求められている。

III. 事業地域の拡大

定款第 4 条第 2 項は事業地域を「京都府」としているが、これを隣接する「滋賀県」への拡大を目指す。京都府内の児童養護施設等では入所者数の増加が期待できず、むしろ抑制気味になっているため、現状では奨学生の増加が見込めないこと、また、京都と滋賀はあらゆる面で一体感があり、滋賀の福祉関係者からの要望もあることから事業地域に組み込み、支援の輪を広げる予定

滋賀県には児童養護施設 4 施設、児童自立支援施設 1 施設、児童心理治療施設 1 施設の計 6 施設、児童数約 290 名いる。

今後のスケジュールは、京都府担当者との事前調整や来年 2 月の理事会、同年 3 月の評議員会において停止条件付の定款変更決議を行い、その後内閣府への申請となる。8~9 月頃にまでに認定取得した場合、9~10 月頃に滋賀県の施設等に対して募集を行い、翌年(2026 年)4 月からの支給ができるが、遅れる可能性もある。

IV. その他

1. 財務基盤の安定化を目指す

栗和田理事長から基本財産として 5 億円の寄付金を受入れる。

その運用にあたっては、基本財産管理規程に則り、適正かつ効率的な運用を図り、もって事業の安定的かつ継続的な進展に取り組むこととする。

2. 今後の課題

(1) 支援対象になる施設等の拡大

現状は児童養護施設等（第一種社会福祉事業）に限定しているが、これを里親・ファミリーホーム（第二種社会福祉事業）への拡大を検討する。社会的養護を必要とするのは両運営形態共通であるが、当財団としては支給した奨学金の管理の必要性(特に高校生) から児童養護施設等に限定した経緯がある。この点を踏まえて検討を加えたい。

(2) 生活支援事業の拡充

- ① 施設等に入所している子供たちの学習意欲を高め、在学中或いは社会人になった後も役に立つ資格取得や検定試験合格を促すため、各種資格・検定試験合格祝い金の支給を検討する。
- ② 施設等に入所している子供たち(中学生や高校生)に対し、学習意欲を高めかつ将来に役立つ集合研修（セミナー等）の開催を検討する。
- ③ 施設等に入所している小学校 1 年生など低学年の子供たちの就学に対する新たな支援を検討する。

3. 情報交換及び広報活動

- (1) 京都府・京都市に加え、滋賀県の児童養護施設等の関係者・関係団体との情報交換会へ参加する。（具体的には、施設長会や自立支援コーディネーター会等々への参加）

- (2) 財団設立以来、毎年京都府内の児童養護施設等全 16 施設の個別訪問を実施してきた。来年度は滋賀県を含めた各施設を訪問することにより、これまで以上に地域特性を含めた細かなニーズを吸い上げ、より多角的な財団運営に結び付けたい。

4. 年間スケジュール（概略）

2025 年 2 月 8 日	支援奨学生に対する「セミナーと懇親会」の開催
2 月 25 日	第 2 期 第 1 回理事会（事業報告及び決算）
3 月 24 日	第 2 期 定時評議員会
4 月	内閣府に対する公益認定申請（滋賀県内施設の追加） 2025 年度（第 4 期生）支援奨学生への支給開始 2026 年度（第 5 期生）支援奨学生 募集要項検討開始
9 月	内閣府から公益認定取得 2026 年度（第 5 期生）募集要項確定
	同 募集開始（京都府内及び滋賀県内施設）
10 月	同 募集締め切り
11~12 月	同 選考作業（書類及び面接）
12 月	第 2 期 第 2 回理事会（事業計画及び予算）

尚、理事会及び評議員会は、定款の規定に基づき必要な都度で開催する。